

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令 和 7 年

区民文教委員会会議録

令和7年12月3日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区民文教委員会会議録

- 1 開会年月日 令和7年12月3日（水）
- 2 開会場所 議会第2会議室
- 3 出席者

委員長 本目さよ	副委員長 弓矢潤
(8人)	委員 鈴木昇
	委員 望月元美
	委員 石塚猛
	委員(議長) 石川義弘
	委員 青柳雅之
- 4 欠席者
(0人)
- 5 委員外議員
(0人)
- 6 出席理事者

副区長	梶靖彦
教育長	佐藤徳久
教育委員会事務局次長	佐々木洋人
教育委員会事務局庶務課長	山田安宏
- 7 議会事務局

事務局次長	櫻井敬子
議会担当係長	女部田孝史
書記	藤村ちひろ
書記	遠藤花菜
- 8 案件
 - ◎審議調査事項

案件第1 第101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ◎理事者報告事項

【教育委員会】

 1. 令和7年特別区人事委員会勧告について

.....資料1 庶務課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 4時43分開会

○委員長（本目さよ） ただいまから、区民文教委員会を開会いたします。

○委員長 本日は卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、第101号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項の令和7年特別区人事委員会勧告についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第101号議案及び報告事項について理事者の説明を求めます。

庶務課長。

○山田安宏 庶務課長 それでは、第101号議案及び報告事項、令和7年特別区人事委員会勧告についてご説明いたします。

初めに、報告事項でございます。資料1をご覧ください。

本年の特別区人事委員会勧告は、職員の給与水準について、民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、10月14日に各区議会議長及び各区長に対して行われました。

まず、1の月例給与の改定でございます。

（1）のとおり、公民比較の結果、民間給与との格差は3.80%、1万4,860円となりました。

（2）の改定内容につきましては、この差を解消するために若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給与月額を引き上げることとしております。

（3）の実施時期につきましては、令和7年4月1日に遡及することとしております。

続きまして、2番、特別給の改定でございます。

（1）の公民格差は、0.07月でした。

（2）改定の内容につきましては、期末手当と勤勉手当の合計の年間支給月数を0.05月引き上げて4.90月とし、引上げ分については期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしております。令和7年度と8年度の期末勤勉手当の配分の詳細につきましては、資料に記載の表のとおりでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(3) の実施時期につきましては、令和7年12月1日から実施するとしております。

資料の2ページをご覧ください。最後に3番の勧告に伴い改正する条例でございます。

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正いたします。

報告事項につきましては以上でございます。

続きまして、第101号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、ただいまご説明いたしました特別区人事委員会の勧告を受けて、幼稚園教育職員の給与月額を改定する等のため、提出するものでございます。

報告資料の後ろについております新旧対照表をご覧ください。

初めに、第1条の規定による今年度に関する改正でございます。

第27条は12月の期末手当の支給月数を、第30条は12月の勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げる改正、別表第1は月例給を引き上げる給料表の改正となっております。あわせて、第31条第2項中に新たに校務類型について規定し、義務教育等教員特別手当の支給に際し、規則で定める校務の種類を考慮する旨を定めるものでございます。

なお、今回の改正で設定する校務類型は、幼稚園教育職員の給与に関する条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務としております。

続きまして、第2条の規定による来年度に関する改正でございます。

第27条は引き上げ後の期末手当の支給月数を6月と12月に均等に割り振る改正、第30条は引き上げ後の勤勉手当の支給月数を6月と12月に均等に割り振る改正でございます。

附則でございます。附則の第1項は、第1条の規定については公布の日から、ただし、条例第31条第2項の改正規定については令和8年1月1日から、第2条の規定については令和8年4月1日からそれぞれ施行することを定めるものでございます。

附則の第2項以降につきましては、改定後の給料表の適用日などについて定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、第101号議案及び報告事項についてご審議願います。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 内容としては特区連で妥結していることなので、了承はしますけれども、大体初任給の手取り額で見ると15万から16万ぐらいになるのかなと思って、ざっくりと思っています。

ただ、この間の物価上昇分とか考えると、決して、物価上昇分にぎりぎり追いついたのかなと思うけれども、実感としては本当にないというのがこの数字なのかなというふうに思っています。かつて奨学金などを借りて教職員になっている方などといえば、奨学金の返金でいえば、手取りだと月ベースでいうと13万円、14万円切るとかぐらいになっていくので、もう少し全体

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

的なベースアップは、これ、必要だうなというふうには思ってはいるところであります。

ただ、あと、先については予算委員会でまたいろいろ議論しますけれども、台東区として独自の支援というのも必要だと思っていますので、続けて議論していきたいなと思っています。この件については了承いたします。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 久々の区民文教なんぞ、ちょっと基礎的なことだけ確認していきたいと思います。

幼稚園教育職員という方たちが対象になっていますが、これの人数といいますか、どんな規模感でこの皆さんかいらっしゃるのか、そこを確認させてください。

○委員長 庶務課長。

○山田安宏 庶務課長 現在、区立幼稚園、それから、石浜橋場こども園の幼稚園についての部分になりますけれども、こちらの職員は56名になっています。こちらの職員が対象ということで、この条例を・・・しています。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 今、この区立幼稚園の教育の内容といいますか、短時間保育が始まり、あと、延長保育が全園で始まったり、それ、委託もあるんですが、いろいろと条件が非常に変わることろを柔軟に対応をしていただいているのかなというふうに思っています。

あと、それだけではなくて、その園児の募集に関わるいろいろな取組も、本当に草の根で先生方がやっている姿を見ていますね。そういうところを見ると、ほかの職種といいますか、の方たちと一緒にアップみたいな部分があると思うんですが、こうしたエッセンシャルワーカーとはいいませんが、いろいろなニーズを期待された上でこの仕事に就いている皆さんに関しては、もう少し民間ベースと一緒にベースアップができるようなことを考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。

あと、こことは違うんですが、清掃などもそうですよね。そういった部分はもちろん23区横並びという考え方もあるのかもしれません、今後の人材確保も含めて、何か手を打てるようなことをぜひ今後も検討していただければと思います。

賛成します。以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についてもご了承願います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、区民文教委員会を閉会いたします。

午後 4時52分閉会